

生駒市規則第32号

生駒市下水道使用料に係る事務の委任に関する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

生駒市長 山下 真

生駒市下水道使用料に係る事務の委任に関する規則

- 1 収入役は、生駒市下水道条例（昭和59年4月生駒市条例第15号）第24条第1号に規定する使用料の収納に関する事務を生駒市水道局事務分掌規程（昭和61年7月生駒市水道事業管理規程第6号）第7条第1項の局長（以下「水道局長」という。）に委任する。この場合において、水道局長の職にある者は、その職にある期間は、市長事務部局の吏員に併任され、出納員に任命されたものとする。
- 2 前項の規定により委任を受けた出納員は、必要があると認めるときは、その事務の一部を生駒市水道事業会計規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第11号）第2条第1項の企業出納員（水道局長を除く。）及び現金取扱員に委任することができる。この場合において、委任を受けた企業出納員及び現金取扱員の職にある者は、その職にある期間は、市長事務部局の職員に併任され、分任出納員に任命されたものとする。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。